

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(") 1
○保安林の指定予定の通知 (2件)	(治山林道課) 1
○保安林の指定施業要件の変更 (4件)	(") 1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (3件)	(農業基盤課) 3
○県営土地改良事業の計画の変更	(") 4
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	4
高知県人事委員会公告	
○高知県職員等採用上級試験(試験区分「行政・TOSA」)の実施	5
○高知県警察官A男性、高知県警察官A男性(武道指導)及び高知県警察官A女性採用試験の実施	6
入札公告	
○一般競争入札(深海潜水艇運航業務)の公告	(漁業振興課) 7

告 示

高知県告示第227号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成23年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
日浦歯科診療所	長岡郡本山町本山216-1	平23・1・13

エール薬局あき 安芸市港町二丁目7-18 平23・3・1 店

たきぐち薬局 須崎市多ノ郷甲5756番地 平23・3・22
高知県告示第228号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
エール薬局あき	安芸市港町二丁目7-18	平22・2・28
日浦歯科診療所	長岡郡本山町本山216-1	平22・5・1

高知県告示第229号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町勝賀瀬字三ツ内3634の1、3637の18、3637の33、3637の34、3637の54

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字三ツ内3634の1・3637の18・3637の33・3637の54(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第230号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の

規定により告示する。
平成23年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水下分字川口ノ上3029の1、3031(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川口ノ上3029の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第231号
次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宿毛市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的
魚つき

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宿毛市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第232号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

四万十市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

四万十市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

四万十市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

四万十市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第233号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第234号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒潮町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒潮町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的
魚つき

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒潮町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的
航行の目標の保存

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、須崎市上分土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		

理事	青木 耕藏	須崎市上分乙 648-1
〃	大崎 豊明	〃 〃 甲1606
〃	橋田 孝一	〃 〃 甲1491
〃	高野 武幸	〃 〃 甲1316-2
〃	山下 裕一	〃 〃 甲1158
〃	廣見 茂	〃 〃 甲 460-1
〃	上田 泰三	〃 〃 甲 483-1
〃	梅原 一雄	〃 〃 甲 259
〃	川田 光一	〃 〃 丙1364-1
〃	中山 正信	〃 〃 丙1006
〃	小松 明義	〃 〃 丙 838
〃	岡崎 正裕	〃 〃 乙 29
〃	岡崎 昭	〃 〃 乙 48-1
〃	柳本 貞男	〃 〃 乙 264
〃	市川 正明	〃 〃 乙 376
〃	朝比奈祐介	〃 〃 乙1306
監事	堅田 健一	〃 〃 甲1321-4
〃	川田 隆雄	〃 〃 丙1300-2
〃	中間 和彦	〃 〃 丙 779
〃	柳本 和雄	〃 〃 乙 472

(就任)

理事	青木 耕藏	須崎市上分乙 648-1
〃	大崎 豊明	〃 〃 甲1606
〃	橋田 孝一	〃 〃 甲1491
〃	高野 武幸	〃 〃 甲1316-2
〃	山下 裕一	〃 〃 甲1158
〃	廣見 茂	〃 〃 甲 460-1
〃	上田 泰三	〃 〃 甲 483-1
〃	橋田 榮繁	〃 〃 甲 173
〃	川田 光一	〃 〃 丙1364-1
〃	中山 正信	〃 〃 丙1006
〃	小松 明義	〃 〃 丙 838
〃	岡崎 正裕	〃 〃 乙 29
〃	岡崎 昭	〃 〃 乙 48-1
〃	柳本 貞男	〃 〃 乙 264
〃	市川 正明	〃 〃 乙 376
〃	朝比奈祐介	〃 〃 乙1306
監事	堅田 健一	〃 〃 甲1321-4
〃	川田 隆雄	〃 〃 丙1300-2
〃	中間 和彦	〃 〃 丙 810
〃	柳本 和雄	〃 〃 乙 472

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、父養寺井土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の

届出があった。
平成23年4月15日

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	藤村 正彦	香南市野市町 母代寺	47-3
〃	中澤 英夫	〃 〃	〃 130
〃	立花 豊喜	〃 〃	〃 30
〃	公文 諭	〃 〃	大谷 214
〃	原 敏正	香美市土佐山田町町田	4
〃	鍵山 佳広	〃 〃	加茂 261
監事	田原 尚之	香南市野市町 西野	54
〃	杉村 彰	〃 〃	大谷 201
(就任)			
理事	藤村 正彦	香南市野市町 母代寺	47-3
〃	中澤 英夫	〃 〃	〃 130
〃	立花 豊喜	〃 〃	〃 30
〃	公文 諭	〃 〃	大谷 214
〃	原 敏正	香美市土佐山田町町田	4
〃	濱田 詔三	〃 〃	加茂 308
監事	田原 尚之	香南市野市町 西野	54
〃	杉村 彰	〃 〃	大谷 201

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、窪川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年4月15日

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	恒石 平	高岡郡四万十町七里乙	335
〃	宮地 章一	〃 〃 乙	354-2
〃	藤原 光明	〃 〃	奈路 604
〃	國元 清隆	〃 〃	土居 378
〃	玉川 泰幸	〃 〃	中神ノ川 35
〃	中城 内次	〃 〃	高野 471
〃	小野 重明	〃 〃	南川口 90
〃	山田 隆三	〃 〃	野地 1022
〃	北村 公正	〃 〃	興津 1290-2
〃	鎮田 高男	〃 〃	〃 1296
〃	濱田 俊介	〃 〃	影野 93
〃	武政 盛博	〃 〃	〃 652
〃	芝野 孝夫	〃 〃	平串 28-1
〃	宮本 勇右	〃 〃	勝賀野 62

〃	河野 守家	〃	〃	〃	381
〃	上澤 正	〃	〃	弘見	636-2
〃	沖野 博	〃	〃	志和峰	1
〃	横田憲次郎	〃	〃	見付	165-1
〃	武吉 利秋	〃	〃	大向	124-2
〃	野坂 光洋	〃	〃	大井野	381
〃	河野 智紀	〃	〃	仕出原	97-1
〃	西井 健夫	〃	〃	宮内	257-2
〃	岡崎 傳次	〃	〃	土居	257
監事	立花 幸勝	〃	〃	西川角	338
〃	熊谷 安郎	〃	〃	仁井田	1165
〃	山本 岩男	〃	〃	土居	370-2
(就任)					
理事	宮地 章一	高岡郡四万十町七里乙			354-2
〃	恒石 平	〃	〃	乙	335
〃	國元 清隆	〃	〃	土居	378
〃	藤原 光明	〃	〃	奈路	604
〃	玉川 泰幸	〃	〃	中神ノ川	35
〃	中城 内次	〃	〃	高野	471
〃	小野 重明	〃	〃	南川口	90
〃	山田 隆三	〃	〃	野地	1022
〃	北村 公正	〃	〃	興津	1290-2
〃	鎮田 高男	〃	〃	〃	1296
〃	浜田 好清	〃	〃	影野	586
〃	武政 盛博	〃	〃	〃	652
〃	芝野 孝夫	〃	〃	平串	28-1
〃	中平 岩男	〃	〃	仁井田	872-1
〃	横山 邦男	〃	〃	川ノ内	141
〃	河野 守家	〃	〃	勝賀野	381
〃	長山 俊道	〃	〃	弘見	484
〃	武市 逸夫	〃	〃	飯ノ川	230
〃	横田憲次郎	〃	〃	見付	165-1
〃	武吉 利秋	〃	〃	大向	124-2
〃	奥宮 敏男	〃	〃	七里乙	789
〃	河野 智紀	〃	〃	仕出原	97-1
〃	西井 健夫	〃	〃	宮内	257-2
〃	岡崎 傳次	〃	〃	土居	257
監事	東 豊稔	〃	〃	宮内	463-1
〃	熊谷 安郎	〃	〃	仁井田	1165
〃	中嶋 敏親	〃	〃	土居	19

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（弓場地区ため池等整備事業（用水施設））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法

第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成23年4月15日から同年5月19日まで
- 縦覧場所  
宿毛市役所
- その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

-----  
**公安委員会告示**  
 -----

**高知県公安委員会告示第8号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成23年4月15日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 検定を実施する警備業務の種類及び級  
雑踏警備業務 2級
- 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
  - 検定の実施日及び開始時間  
平成23年7月20日（水）午前9時
  - 検定の実施場所  
徳島県徳島市山城町東浜傍示1  
アスティとくしま  
電話番号088-624-5111
- 検定の実施予定人員  
10人
- 受検資格者  
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）
- 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
  - 学科試験
    - 警備業務に関する基本的な事項

- 法令に関すること。
- 雑踏の整理に関すること。
- 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- 雑踏の整理に関すること。
- 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請手続

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。

- 検定申請の受付期間  
平成23年6月6日（月）から同月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。
- 検定申請書等の提出方法  
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- 提出書類等
  - 検定申請書 1通
  - 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
  - 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- 受検対象者の確定方法  
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。
- 受検票の交付  
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料

検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

- (1) 受検時の服装  
警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装とすること。
- (2) 持参品  
ア 受検票  
イ 筆記用具  
ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽  
エ 室内用運動靴（体育館内での実技試験に使用する。）
- 9 その他  
この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。
- 10 検定の実施に関する問い合わせ先  
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

-----  
人事委員会公告  
-----

高知県職員等採用上級試験（試験区分「行政・TOSA」）を次のとおり行う。  
平成23年4月15日  
高知県人事委員会

1 採用予定人員及び勤務先

| 採用予定人員 | 勤務先            |
|--------|----------------|
| 20名    | 知事部局等の本庁又は出先機関 |

2 職務内容  
地域振興、防災対策、社会福祉、国際交流、産業振興、観光振興、農林水産振興、環境対策、都市計画、教育等高知県庁の行政全般にわたる業務に従事する。

- 3 受験資格  
(1) から(3)までに該当する人  
(1) 年齢等  
昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人（学歴不問）又は同月2日以降に生まれた人で学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した人若しくは平成24年3月31日までに卒業見込みの人  
(2) 次のいずれかに該当する人  
ア 日本国籍を有する人  
イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者に定められている永住者  
ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者

- 等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人
- 4 受験手続  
(1) 受付期間

平成23年4月18日（月）から同年5月10日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成23年5月10日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

- (2) 申込書の配布場所等  
高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央西福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ
- (3) 申込書の提出場所  
高知県人事委員会事務局
- 5 試験の日時及び場所

| 区分    | 種目                   | 日時及び場所                                                                                                           |
|-------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 論文試験 I               | 平成23年5月29日（日）午前9時から午後3時30分頃まで<br>高知試験会場<br>高知市棧橋通六丁目2-1<br>高知県立高知南高等学校<br>東京試験会場<br>東京都文京区春日一丁目13-27<br>中央大学理工学部 |
|       | 論文試験 II              |                                                                                                                  |
| 第2次試験 | 論文試験<br>口述試験<br>適性検査 | 平成23年7月23日（土）から同年8月3日（水）までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程等                                                               |

|  |      |                         |
|--|------|-------------------------|
|  | 身体検査 | については、第1次試験の合格通知書に記載する。 |
|--|------|-------------------------|

6 試験の方法  
試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

| 種目                | 内容                                            |
|-------------------|-----------------------------------------------|
| 論文試験 I<br>論文試験 II | これまでの人生経験及び社会経験を通して培った能力及び感性、公務への意欲等についての筆記試験 |

(2) 第2次試験

| 種目   | 内容                                       |
|------|------------------------------------------|
| 論文試験 | 職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験             |
| 口述試験 | 人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）  |
| 適性検査 | 職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査               |
| 身体検査 | 職務遂行に必要な健康を有するかどうかについての検査（健康診断書の提出を求める。） |

- 7 合格発表時期  
第1次試験の合格者の発表は7月上旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。
- 8 任命等  
(1) 最終合格から採用までのスケジュール  
最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示される。  
任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。  
(2) 採用の時期  
採用は、原則として平成24年4月1日以降である。  
(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われる。

9 給与

平成23年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、172,500円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。例えば、大学等を卒業した人で民間企業等の常勤正社員として10年間勤務していた人の場合の初任給は、約210,000円である。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 試験成績の開示

この試験の受験者は、成績の開示を請求することができる。

11 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

| 問い合わせ先      | 電話番号           | 所在地                     |
|-------------|----------------|-------------------------|
| 高知県人事委員会事務局 | (088) 821-4641 | 高知市丸ノ内二丁目4-1<br>高知県庁北庁舎 |

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

高知県警察官A男性、高知県警察官A男性(武道指導)及び高知県警察官A女性の採用試験を次のとおり行う。

平成23年4月15日

高知県人事委員会

1 試験区分及び採用予定人員

| 試験区分         | 採用予定人員 |    |
|--------------|--------|----|
| 警察官A男性       | 44名    |    |
| 警察官A男性(武道指導) | 柔道     | 1名 |
|              | 剣道     | 1名 |
| 警察官A女性       | 7名     |    |

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維

持等の任務に従事する。また、武道指導については、このほか、警察官に対する柔道又は剣道の技術指導等の業務にも従事する。

3 受験資格

(1)から(4)までに該当する人

(1) 昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した人又は平成24年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 日本国籍を有する人

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に掲げる人(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない人

(4) 試験区分「警察官A男性(武道指導)」については、第1次試験の当日において、次のいずれかに該当する人  
ア 柔道の段位が3段以上(大学等を卒業見込みの人は、2段以上)であること。  
イ 剣道の段位が4段以上(大学等を卒業見込みの人は、3段以上)であること。

4 受験手続

(1) 受付期間

平成23年4月18日(月)から同年5月20日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで(郵送による場合は、平成23年5月20日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部玄関受付、県内各警察署、交番及び駐在所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

| 区分    | 種目                                           | 日時                         | 場所                         |
|-------|----------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>身体検査<br>体力試験(武道指導の受験者を除く。)<br>実技試験(武 | 平成23年7月10日(日)午前9時から午後5時頃まで | 高知市城北町1-14<br>高知県立高知小津高等学校 |

|       | 道指導の受験者に限る。)                   |                                                                      |                                                        |
|-------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 第2次試験 | 論文試験<br>口述試験<br>適性検査<br>身体精密検査 | 平成23年8月8日(月)から同月18日(木)頃までの間に実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。 | 高知市棧橋通四丁目15-11<br>高知県高知南警察署<br>高知市丸ノ内二丁目4-1<br>高知県庁北庁舎 |

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

| 種目                 | 内容                                                 |
|--------------------|----------------------------------------------------|
| 教養試験               | 警察官として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験         |
| 身体検査               | 職務遂行に必要な身体を有しているかどうかについての検査                        |
| 体力試験(武道指導の受験者を除く。) | 職務遂行に必要な体力及び運動能力を有しているかどうかについての試験                  |
| 実技試験(武道指導の受験者に限る。) | 柔道又は剣道について、武道指導者にふさわしい技能、気力、体力等を有しているかどうかについての実技試験 |

(2) 第2次試験

| 種目   | 内容                        |
|------|---------------------------|
| 論文試験 | 警察官として必要な識見、表現力等についての筆記試験 |
| 口述試験 | 人物、人柄等についての集団討論及び         |

|        |                            |
|--------|----------------------------|
|        | 個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）     |
| 適性検査   | 職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査 |
| 身体精密検査 | 胸部疾患の有無その他についての検査          |

## 7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月中旬に、最終合格者の発表は9月上旬に行う。

## 8 任命等

## (1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登録され、警察本部長からの請求に応じて提示される。

警察本部長は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

## (2) 採用の時期

採用は、原則として平成24年4月1日の予定であるが、採用可能な人については、平成23年10月1日に採用される場合がある。

## (3) その他

平成24年3月31日までに学校教育法による4年制の大学等を卒業する見込みで受験し、この試験に合格して採用候補者名簿に登録されても、同日までに卒業しなければ、採用されない。

## 9 給与

平成23年4月1日現在の初任給は、197,500円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

## 10 共同試験

試験区分「警察官A男性」の第1次試験は、高知県（高知県人事委員会）が東京都（警視庁）及び大阪府（大阪府警察本部）と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府の第1次試験を同時に受験したものと取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した人は、第2志望の第1次試験の合格者とはならない。

共同試験の場合の受験資格は、次の表並びに3の(2)及び(3)に該当する人とする。

| 都府名      | 受験資格                 |                    |
|----------|----------------------|--------------------|
| 東京都（警視庁） | 昭和56年7月12日から平成2年4月1日 | 学校教育法による4年制の大学等を卒業 |

|              |                              |                           |
|--------------|------------------------------|---------------------------|
|              | までに生まれた男性                    | した人又は平成24年3月31日までに卒業見込みの人 |
| 大阪府（大阪府警察本部） | 昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性 |                           |

## 11 試験成績の開示

この試験の受験者（高知県を志望した人に限る。）は、成績の開示を請求することができる。

## 12 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

| 問い合わせ先      | 電話番号                                                       | 所在地                     |
|-------------|------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 高知県人事委員会事務局 | (088) 821-4641                                             | 高知市丸ノ内二丁目4-1<br>高知県庁北庁舎 |
| 高知県警察本部警務課  | (088) 826-0110<br>内線2613、2614<br>(フリーダイヤル)<br>0120-032-376 | 高知市丸ノ内二丁目4-30           |

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量  
深海潜水艇運航業務 一式
- (2) 業務の仕様等  
仕様書による。
- (3) 業務の履行期間  
契約締結の日から平成24年3月31日まで
- (4) 業務の履行場所  
高知県地先海域
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとす

る。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）又は高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 1の(1)に掲げる業務と同等以上の役務の提供等の実績を有すること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、当該手続開始の決定後、高知県における「平成21～23年競争入札参加資格審査（物品購入等関係）」への登録に係る再審査を受けた者を除く。）でないこと。

## 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県水産振興部漁業振興課  
電話番号088-821-4606  
ファクシミリ番号088-821-4528

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合  
平成23年4月15日（金）から同年5月9日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ 郵送（宅配便を含む。）による交付の場合

(1)の問い合わせ先に郵便又はファクシミリでその旨を

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>連絡すること（平成23年5月9日午後5時15分までに必着すること。）。</p> <p>ウ ダウンロードによる交付の場合<br/>平成23年4月15日午前9時から同年5月9日午後5時までの間に高知県水産振興部漁業振興課ホームページ（<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040401/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040401/</a>）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所<br/>平成23年5月27日（金）午前11時<br/>高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎7階会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨<br/>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金<br/>高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項<br/>この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年5月9日午後5時15分までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効<br/>この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法<br/>規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無<br/>無</p> <p>(7) 契約書作成の要否<br/>要</p> <p>(8) 入札参加資格の審査に関する事項<br/>2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センター会計・物品担当に提出すること。ただし、平成23年5月9日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った</p> | <p>場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない場合がある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、担当者に申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口<br/>3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the specific services:<br/>Operating of Submersible</p> <p>(2) Deadline for tender by hand: 11:00 A.M. on Tuesday<br/>27 May 2011</p> <p>(3) Contact: Fisheries Promotion Division, Department of Fisheries, Kochi Prefecture Government, 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan<br/>Tel: 088-821-4606 Fax: 088-821-4528</p> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|